

1. 検討にあたり踏まえるべき事項

上位関連計画を踏まえた庁舎エリアがめざすもの

門真市第6次総合計画



「本市のめざす
まちの将来像」

笑いのたえないまち 門真

まちづくりの方向性
子どもを真ん中に地域みんながつながる健康で幸せな地域共生の「まち」に
働きながら、子育てしながら暮らしやすい便利で快適な職住近接の「まち」に

まちづくりの基本目標

01 出産・子育てがしやすく、子どもがたくましく育つまちの実現

02 地域の中で生き生きと、健康で幸せに暮らせるまちの実現

03 安全・安心で快適な住まいと環境のあるまちの実現

04 誰もが活躍できる賑わいと活気あるまちの実現

そのための方向性・目標

門真市都市計画マスタープラン

複合的な都市機能の集積／公民連携による賑わいや景観づくり／広場と庁舎が調和し、防災機能を中心に、様々な機能を併せ持つ一体感のあるまちづくり

門真市みどりの基本計画

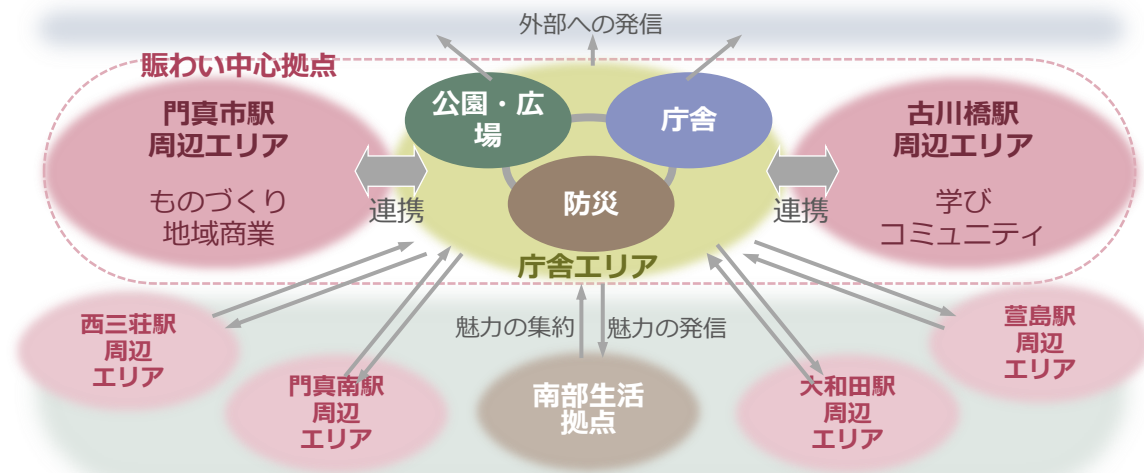
「かどまの顔」となるランドスケープ及び防災機能を有する公園の整備を推進

庁舎エリアがめざすもの

マスタープラン及びみどりの基本計画などの方向性に基づき、第6次総合計画に示される「人情味あふれる！ 笑いの絶えないまち 門真」を象徴するエリアをめざす

庁舎エリアの位置づけと基本的な考え方（第1回審議会 資料5、資料6より）

庁舎エリア	賑わい中心拠点	都市全体
『庁舎機能』『公園・広場機能』『防災機能』が連携し一体的に機能を発揮できる拠点	多様な人や活動を招き入れ、『周辺エリア』と連携した新たなまちづくりを創造し、情報を発信・動きを波及させる拠点	暮らし・産業・市民活動等に関する情報を集約するとともに、内外に発信する門真の魅力エントランス拠点



みんなで描き、みんなでつなぐ
このまちがキャンパスに

- 多様な利用を促す開かれた拠点
- 新たな働き方と公民連携
- 防災・持続可能性
- 周辺との連携・波及

庁舎エリア周辺のまちづくりの状況



計画地諸元

土地利用検討区域面積	約 3.4ha
用途地域	第二種住居地域（変更について検討） 指定容積率：200% 指定建蔽率：60%
その他	古川橋駅北地区防災街区整備地区計画 都市計画公園（2,547㎡） 古川橋駅周辺都市機能誘導区域

学びを通じ新たな出会いが生まれる
コミュニティガーデン

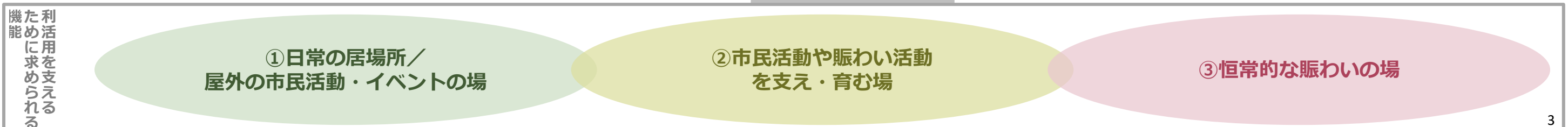
- 生涯学習複合施設
- 交流広場
- 高層共同住宅
- 商業・サービス等ゾーン



広場を取り巻く近年のトレンド

- 【プロセスデザイン】 整備前からの市民参画により活動を育む**
- 長期にわたる周辺整備と並行し広場等のあり方に関する市民参加の機会を設ける取組（EX. キセラ川西せせらぎ公園、安満遺跡公園 等）や、暫定整備期間を活用し市民の活動ニーズを試行する取組（EX. 元市民会館前広場「IBALAB@広場」）などが見られる。
 - ➡ 市民活動等を前提とした整備を図ることができるとともに、市民参加や試行的な取組を通じて、新たな市民活動や活動を牽引する人材の育成が期待される。
- 【空間づくり】 隣接施設と一体に市民活動とにぎわいを創出する**
- 市庁舎（EX. アオーレ長岡 ナカドマ、仙台市役所新本庁舎等）や商業施設（EX. 富山市まちなか賑わい広場 グランドプラザ等）の整備に合わせて計画される事例が見られる。
 - ➡ 他施設との一体的な利用や、日常の回遊動線の創出ができる空間構成となるよう、広場と隣接する機能との関係性に関する工夫が随所に見られる。
- 【マネジメント】 公民の連携により多様な利活用を創出する**
- エリアマネジメント組織への貸付（EX. 福岡市役所西側ふれあい広場等）や、民間事業者を指定管理者とする（EX. 近江神宮外苑公園等）など、公民連携によるマネジメントを行う事例が見られる。
 - ➡ 民間事業者のノウハウを活かした集客事業の展開による賑わいづくりや、情報発信や設備投資による利便性の向上、NPO 等と連携した市民活動サポートによる活動促進などの効果が期待される。

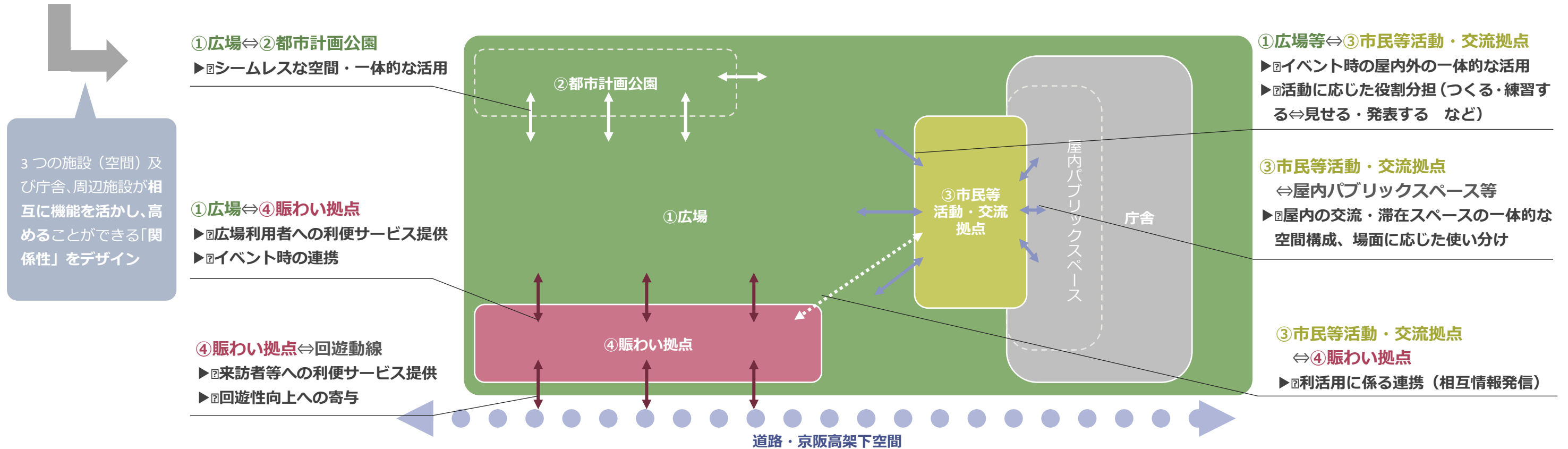
3. 広場における利用・活用のイメージ と 利活用を支える機能



4. エリアの機能と配置の考え方（案）

(1) 利活用を支える機能と機能を担保する施設空間のあり方

機能のあり方	日常の居場所／屋外の市民活動・イベントの場 ○シンボルとなるみどり豊かなオープンスペース・遊び場 ○市民の多様な利用（交流・滞在）を誘発するしかけ ○市民活動の発現・発表のステージ ○集客・にぎわい・イベント空間	市民活動や交流を支え・育む場 ○市民活動の拠点 ○屋内外の包括的な利活用支援・マネジメント拠点 ○文化活動やサロン、コミュニティ活動など幅広い市民活動の場	恒常的な賑わいの場 ○高架下や幹線道路沿道と一体に連続する賑わいを形成し、ウォークアブルなまちづくりに寄与 ○カフェや物販、シェアオフィス、子育て支援など庁舎や広場の来訪者の利便に資する恒常的なサービスを展開
施設（空間）	①広場（②都市計画公園）	③市民等活動・交流拠点	④賑わい拠点



(2) 利活用を支える仕組みのあり方

利活用を支える仕組み	ベースとなるサービスを維持するための仕組み	自律的に運営や空間を改善していくための仕組み	多様な活用を生み出すための仕組み	
	維持管理 ○空間の維持管理：高質な空間が維持される清掃等日常管理、メンテナンス、植栽管理 ○設備等の管理：活動を支える設備機器（情報発信、音響、照明等） ○防犯・防災：警備や防災時のインフラ等 等	運営 ○利用条件：多様な活動を育む上でハードルとまらない利用料・利用単位・期間等の設定 ○窓口：利用者にとってわかりやすい許可申請窓口（貸出窓口） ○ルールづくり・運用：活用の実践を通じてブラッシュアップされるルールづくりと運用 ○資金運用：収益・充当・還元仕組み 等	プラットフォーム ○所有者、管理者、利用者が連携や調整を図るべき事項を議論することができる場	活動のサポート・育成 ○助言：市民活動の実現に向けたアドバイス、事前相談 ○活動育成：新たな活動を掘り起こす啓発、セミナー、マッチング等 ○意向把握：より良い運営に向けた利用ニーズ等の調査 ○備品貸出：活動のハードルを下げる什器、備品の貸出・保管 ○情報発信：利用状況、活動内容の発信 等
	事業企画・誘致 ○集客事業：非日常のにぎわいをつくるイベント等集客事業の企画、誘致 ○リーシング：日常のにぎわいをつくる利便施設等の設置、利活用事業者の誘致、管理 ○広告事業：にぎわいのある景観をつくる広告媒体の設置 等			